

【相談内容】

No89.自転車歩行者専用道路の防護柵について

- 旧鉄道橋を自転車歩行者専用道路に改築するための設計を実施しており、既存の鉄道橋に床版を新設しようと考えている。
- この新設床版は既存鉄道橋の幅員いっぱいに設置するものではなく、既存鉄道橋の柵が残る形で床版を設置するよう設計をすすめている。
- このため、既存の柵と新たに設置する柵が二重になってしまうが、新た設置する柵については橋梁の自転車歩行者用の柵であるため、SP種の防護柵を設置するか、あるいは二重での柵となるため、通常の転落防止柵（P種）設置するか決めかねている。
- 橋梁であるため、SP種を設置すべきと考えられるか、または、二重での柵となるためP種でも構わないと考えられるか助言を頂きたい。

【助言内容】

- 防護柵の設置基準・同解説 ボラードの設置便覧（令和3年3月 公益社団法人日本道路協会）（以下、「基準・同解説」という。）によると、歩行者自転車用柵の種別については、下述のとおり。

種別P：柵の上端に対して垂直方向に590N/m（60kgf/m：標準的な体重の成人がある程度の距離を持って座る荷重）または水平方向に390N/m（40kgf/m：標準的な体重の成人が寄りかかる場合の水平方向荷重）の荷重が作用しても耐えうる強度を有するもの

種別SP：群集荷重（垂直方向に980N/m（100kgf/m：標準的な体重の成人が密着して座る場合の垂直荷重）または水平方向2,500N/m（250kgf/m：標準的な体重の成人が集団で押す場合の水平荷重））が作用しても耐えうる強度を有するもの
（次頁に続く）

【助言内容】 ※前頁の続き

○また、基準・同解説によると、種別の適用については、下述のとおり。

（基準）

歩行者自転車用柵は、原則として種別Pを適用するものとし、歩行者等の滞留が予想される区間および橋梁、高架の区間に設置される転落防止を目的とした柵は、集団による荷重を想定し、種別SPを適用するものとする。

（解説）

歩行者自転車用柵は、原則として種別Pを適用するものとしている。ただし、歩行者等の滞留が予想される区間に設置される転落防止を目的とした柵は、群集荷重が作用する可能性が高いことから種別SPを適用することとしている。ここで、歩行者等の滞留が予想される区間とは、景勝地を展望することができる道路で人が多く集まる区間や、擁壁に接した斜路などのように人が逃れるスペースが少なくしかも歩行者等の通行が多い区間など人が密集して滞留する可能性が高い区間をさしている。したがって、盛土、崖、水路、アンダーパスなどに設けられる転落防止を目的とした柵であっても、歩行者等が滞留する懸念がなければ種別Pで差し支えない。

一方で橋梁、高架の区間に設置される転落防止を目的とした柵について、集団で柵にもたれかかり景観を展望する可能性がある場合は、種別SPを適用するものとしている。

○よって、今回ご相談の橋梁における転落防止柵の種別については、種別SPを適用することになると思われる。